

社会福祉法人木津川市社会福祉協議会 ケアセンターハッピーコスモス  
指定訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業所運営規程

（事業の目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人木津川市社会福祉協議会が設置運営する指定訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

（基本方針）

第2条 利用者が要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴の援助を行い、利用者の身体の清潔保持、心身機能の維持を行う。

2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
3. 地域との結びつきを重視し、市町村、ほかの居宅サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供するものとの綿密な連携に努める。

（事業所の名称等）

第3条 名称及び所在地は次のとおりとする。

- （1） 名 称 社会福祉法人木津川市社会福祉協議会  
ケアセンターハッピーコスモス 訪問入浴事業所
- （2） 所在地 木津川市相楽山松川4番地2

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業者として次の従業者を置く。

- （1） 管理者 1名 （常勤兼務1名）

管理者は指定訪問入浴・介護予防訪問入浴事業に従事する職員の管理及び指定訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行うとともに指定訪問入浴・介護予防訪問入浴介護事業に従事する職員に必要な指揮命令を行う。

- （2） 看護職員 2名以上とする。

訪問入浴車により利用者対象の家庭に訪問し、利用者の健康状態等の確認および入浴サービスを提供する。

- （3） 介護職員 3名以上とする。

訪問入浴車により利用者対象の家庭に訪問し、入浴サービスを提供する。

- （4） 事務職員 1名 （非常勤兼務）

事務職員は必要な事務を行う。

(業務日及び営業時間)

第5条 本所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日は、通常月曜日から金曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 8時30分から17時15分までとする。

(訪問入浴介護事業の内容)

第6条 訪問入浴事業の内容は次のとおりとする。

- (1) 訪問入浴による洗身・洗髪の介護
- (2) その他入浴に関連する事項

(通常の事業の実施範囲)

第7条 通常の事業の実施範囲は、木津川市・精華町・和束町

・奈良市の一部（青山・歌姫町・右京・押熊町・北登美ヶ丘・佐保台・佐保台西町  
左京・神功・朱雀・佐紀町・二条町・奈良阪町・山陵町・東登美ヶ丘・  
二条大路・三条大路・四条大路・法華町・柏木町）  
の区域とする。

(利用料金)

第8条 訪問入浴介護、介護予防訪問入浴介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、利用者から本人負担分の支払いを受けるものとする。

- (1) 正当な理由が無く当該サービスをキャンセルした場合は、キャンセルした時期に応じてキャンセル料を徴収する。キャンセル料については下記に記載のとおりとする。

|                      |             |
|----------------------|-------------|
| 利用日の24時間までに連絡があった場合  | 無料          |
| 利用日の24時間までに連絡が無かった場合 | 当該基本料金の50%  |
| 利用日の2時間前までに連絡が無かった場合 | 当該基本料金の100% |

- (2) 第7条に定める通常の事業の実施地域を超えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。(10円/km 片道)
- (3) 前各項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文章に署名（記名押印）を受けることとする。
- (4) 前各項の利用料などの支払いを受けたときは、その内容について記載した領収書を交付するものとする。

第9条 利用者が指定訪問入浴・介護予防訪問入浴介護の提供を受ける際に、次の事項に留意しなければならない。

- (1) サービスの利用に当たっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用者の健康状態等を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。
- (2) 利用者が電気代、水道代を負担する、又タオル等の準備を行う。

(緊急時等の対応)

第10条 訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の提供に当たる従業者は、現に指定訪問入浴介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(協力医療機関)

医療法人社団 飯田医院 (京都府木津川市木津町瓦谷 56 番地)

(事故発生時の対応)

第11条 利用者に対する指定訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する指定訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償保険で対応する。

(苦情処理)

第12条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、提供した事業に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した事業に係る利用者及びその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第13条 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイ

ドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的には利用しなうものとし、サービス担当者会議などにおいて、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとする。

#### （秘密の保持）

第 14 条 従業者は、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であったものに、業務上知りえた利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

#### （虐待防止に関する事項）

第 15 条 本事業は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
  - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
  - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
  - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

#### （感染症予防に関する事項）

第 16 条 感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を求める観点から次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 感染症予防のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 感染症防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、感染症防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 感染症予防を講じるための訓練（シミュレーション）に取り組む。

#### （ハラスメント対策に関する事項）

第 17 条 男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、次の各号に掲げるハラスメント対策に取り組む。

- (1) 事業所の方針等の明確化及びその周知・啓発を図る。
- (2) 相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備相談への対応の

ための窓口をあらかじめ定め、19 従業者に周知する。

- 2 ハラスメントについては、上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれるものとする。

(業務継続計画の策定)

第 18 条 感染症や自然災害が発生した場合であっても、介護サービスが安定的・継続的に提供できるよう、「介護施設・事業所における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」および「介護施設・事業所における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」を踏まえ、次の各号に掲げる業務継続計画（BCP）の策定に取り組む。

(1) 感染症に係る業務継続計画

- a 平時からの備え（体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- b 初動対応
- c 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等）

(2) 災害に係る業務継続計画

- a 平常時の対応（建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策必要品の備蓄等）
- b 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- c 他施設、地域との連携

(従業者の研修等)

第 19 条 事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 3 か月以内
- (2) 継続研修 年 2 回以上

(衛生管理等)

第 20 条 訪問入浴介護従事者等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

- 2 指定訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護事業の拠点となる事務所の指定訪問入浴介護・介護予防訪問入浴に用いる浴槽その他の設備及び備品について、衛生的な管理に努めなければならない。

(その他)

第 21 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要な事項は、本会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規定は平成19年3月12日から施行する。

附 則

この規定は平成19年7月1日から施行する。

附 則

この規定は平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成24年1月1日から施行する。

附 則

この規定は平成24年3月1日から施行する。

附 則

この規定は平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成28年7月1日から施行する。

附 則

この規定は平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規定は平成31年1月1日から施行する。

附 則

この規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は令和 6 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

附 則

この規定は令和 8 年 4 月 1 日から施行する。